令和６年　第３回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第５日）

令和６年３月27日（水曜日）

議事日程（第５号）

令和６年３月27日　午前９時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　町長提出第59号議案　令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事請負変更契約の締結について

日程第３　町長提出第60号議案　令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第61号議案　津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第５　町長提出第62号議案　津和野町監査委員条例の一部改正について

日程第６　町長提出第63号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１１号）

日程第７　町長提出第64号議案　令和５年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第８　町長提出第65号議案　令和５年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第９　町長提出第66号議案　令和５年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第10　町長提出第67号議案　令和５年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第11　町長提出第68号議案　令和５年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第12　町長提出第69号議案　令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第13　町長提出第45号議案　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第14　町長提出第46号議案　令和６年度津和野町一般会計予算

日程第15　町長提出第47号議案　令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第16　町長提出第48号議案　令和６年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第17　町長提出第49号議案　令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18　町長提出第50号議案　令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算

日程第19　町長提出第51号議案　令和６年度津和野町診療所特別会計予算

日程第20　町長提出第52号議案　令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第21　町長提出第53号議案　令和６年度津和野町病院事業会計予算

日程第22　町長提出第54号議案　令和６年度津和野町水道事業会計予算

日程第23　町長提出第55号議案　令和６年度津和野町下水道事業会計予算

日程第24　請願第１号　加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業の創設・実施を求める請願について

日程第25　津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会報告について

日程第26　総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第27　文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第28　議員派遣の件

日程第29　議会運営委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　町長提出第59号議案　令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事請負変更契約の締結について

日程第３　町長提出第60号議案　令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第61号議案　津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第５　町長提出第62号議案　津和野町監査委員条例の一部改正について

日程第６　町長提出第63号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１１号）
日程第７　町長提出第64号議案　令和５年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第８　町長提出第65号議案　令和５年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第９　町長提出第66号議案　令和５年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第10　町長提出第67号議案　令和５年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第11　町長提出第68号議案　令和５年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第12　町長提出第69号議案　令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第５号）
日程第13　町長提出第45号議案　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第14　町長提出第46号議案　令和６年度津和野町一般会計予算
日程第15　町長提出第47号議案　令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第16　町長提出第48号議案　令和６年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第17　町長提出第49号議案　令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第18　町長提出第50号議案　令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第19　町長提出第51号議案　令和６年度津和野町診療所特別会計予算
日程第20　町長提出第52号議案　令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第21　町長提出第53号議案　令和６年度津和野町病院事業会計予算
日程第22　町長提出第54号議案　令和６年度津和野町水道事業会計予算
日程第23　町長提出第55号議案　令和６年度津和野町下水道事業会計予算
日程第24　請願第１号　加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業の創設・実施を求める請願について

日程第25　津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会報告について

日程第26　総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第27　文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第28　議員派遣の件

日程第29　議会運営委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（11名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
４番　米澤　宕文君	５番　横山　元志君
６番　沖田　　守君	７番　御手洗　剛君
８番　三浦　英治君	９番　田中海太郎君
10番　寺戸　昌子君	11番　川田　　剛君
12番　草田　吉丸君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　中田　紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	山下　泰三君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君

農林課長 ……	小藤　信行君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	青木早知枝君

午前９時00分開議

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和６年第３回定例会５日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、１１番、川田剛議員、１番、道信俊昭議員を指名します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．議案第５９号

日程第３．議案第６０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、議案第５９号令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事請負変更契約の締結について及び日程第３、議案第６０号令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結について、以上２案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　皆様、おはようございます。今定例会に本日追加でお願いをいたします案件は、契約案件２件、条例案件１件、計画案件１件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件７件の合計１１案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第５９号でございますが、令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第６０号でございますが、令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、議案第５９号令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事請負変更契約の締結につきまして御説明いたします。

契約の目的は、令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事でございます。

契約の方法は、随意契約です。

契約の金額は、変更の金額が１億５，４４２万２，４００円です。変更前の金額が１億４，８３３万２，８００円でございます。変更額は６０８万９，６００円でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬５４５番地１、氏名、内田建設株式会社代表取締役、内田勝久でございます。

裏面に、資料といたしまして、工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

続きまして、変更概要につきまして御説明いたしますので、参考資料のほうを御覧ください。

本件は、１．当初契約の概要に記載しておりますとおり、町道のトンネル修繕工事であります。この案件につきましては、令和５年１２月１４日、議会において当初契約の承認をいただいたものであります。

今回の変更内容につきましては、２．変更の概要に記載しておりますとおり６０８万９，６００円の請負金額の増額と、工期を令和６年１２月２７日へ延長するものでございます。

主な変更につきましては、週休２日工事に伴う必要な経費の補正と、側壁コンクリートのアンカーボルト施工において、止水機能の強化を図る対策を実施することによるものでございます。なお、週休２日工事の導入は、国の推奨する働き方改革によ

り週休２日の推進等の休日確保の必要性、また、本年４月から建設業にも時間外労働の上限制度が適用されますことから、国、県をはじめとした各自治体において、この週休２日工事の運用が進められておるところでございます。そして、県内多くの市町村がこの週休２日工事を適用していることから、当町におきましても、当該工事において受注者希望型週休２日施工対象工事として発注いたしまして、受注者の希望により、労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費等の費用について補正を行うものでございます。今回の変更の要因につきましては、この週休２日制工事に伴います補正によるものが大部分を占めております。

また、止水機能の強化を図る対策につきましては、請負業者よりアンカーボルト施工箇所の約１，２００か所について、シリコン系シール材を塗布することについて協議がございました。これにつきましては、トンネルの長寿命化対策の観点から一定の効果が認められると判断いたしましたので、これを実施したいと考えておるところでございます。

また、剥落防止工・炭素繊維施工については温度条件があり、冬季施工は不利であること、そしてプレキャストコンクリートライニング工法に必要な資材が完全受注生産品であり、この制作に約４か月程度の日数が見込まれるため、併せて工期の延長を行うものでございます。

なお、本件は、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条において規定されております５，０００万円以上の工事に該当する案件であることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、議案第６０号令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

変更の内容は、契約の金額でございますが、変更の金額が８，８０３万４，１００円、

変更前の金額７，１６８万７，０００円、変更額が１，６３４万７，１００円でございます。

契約の工期でございますが、変更前完成期日が令和６年３月２９日、変更後完成期日が令和６年７月３１日でございます。

契約の相手方でございますが、住所、島根県鹿足郡津和野町鷲原イ２００番地１、氏名、有限会社山田土木代表取締役、山田實でございます。

次のページに、資料といたしまして工事請負変更仮契約書を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

続きまして、変更契約の概要について御説明をいたします。参考資料を御覧ください。

１．に当初契約の概要につきまして記載をしております。こちらの工事につきましては、令和３年８月に発生した豪雨により生じた史跡の斜面の大規模崩落によって発生したことによりまして、災害復旧工事を行っているものでございます。令和５年８月４日に議会の議決をいただいております。

２．に変更の概要を記載をしております。変更契約額及び増減額、変更前完成期日及び変更後完成期日につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。

主な変更理由といたしまして、工事施工に伴い実施した地盤支持力確認試験の結果、補強土壁工の施工に十分な支持力が得られないことが明らかとなったことから、変更設計に基づく追加施工が必要となったことや伐採処分量増加のため増額変更し、工期を延長するものでございます。

次のページに、参考資料１といたしまして平面図を添付しておりますので御覧をください。図面中央付近で、赤色で網かけをした部分がございます。こちらが先ほど御説明をいたしました追加施工を実施する箇所となっております。

次のページに、参考資料２といたしまして横断面図を添付しております。先ほどと同様に赤色で示したところが追加施工をする場所となっておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、この仮契約は津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第５９号令和５年度町道円の谷線晩越トンネル修繕工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　これは当初から１億５，０００万円もの工事代金が、これを３月末に工期ができると。当初からもう工期が足らないのが、素人が考えても分かっとったんよ。多分工期延長が出てくるだろうと思ったら、案の定出てきた。こんなずさんな計画を出してもらっちゃ困る。１億５，０００万円の仕事は、たかが３か月でできるはずがないんだから。当初からこんなずさんな計画を議会に出すことは、相ならん。そのことをしっかり忠告しておきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　当該工事につきましては、今議員がお話しされましたとおり１億５，０００万円という工事でございます。通常で申し上げましても、それだけの金額でありますので、一定の期間が有するのは、私も当初からそれは分かっておることでございます。

ただ、本議会中でございますが、一旦この長寿命化対策事業、このトンネル工事も含めまして補正の予算をお願いさせていただきまして、承認いただきました。その後に、やはり議会のほうで繰越しの承認をいただく必要がございますので、その承認もいただいたところでございます。それを受けまして、業者と仮契約を締結させていただきまして、工期の延長を図るものでございます。

この工事に限りませんで、今までの工事もそうですが、繰越しを伴うものにつきましては、当課、一定の件数がございます。それらにつきましても、一旦３月末日までの工期とさせていただきまして、議会の繰越し承認をいただいた上で、変更の仮契約を結ばさせていただく。その次のステップといたしまして、議会のほうの本契約としての議決をいただく。そのような処理をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　ここに変更理由として、週休２日工事の試行対象工事とありますが、今後、土木工事においてはこの週休２日制が全部適用されるんでしょうか。また、建築においても。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　この週休２日工事ということでございますが、先ほど若干御説明させていただきましたが、働き方改革の観点から、全国の自治体のほうで今導入を進めとるところでございます。それで、県内市町村におきましても、幾らかの自治体が実施していない状況でございました。それで、当町におきましても、県のほうからいろいろその実施状況につきまして問合せがあったところでございますが、本年に当たりましては、試行で導入させていただきたいということで回答しております。

それで、今後、令和６年度からになってまいりますが、一旦試行導入ということでありますが、一応全部の工事を対象に今後実施していきたいと考えるところでございまして、先日も庁内部のほうの会議において、ちょっとそういう必要性があるということでお話を差し上げたところでございます。

それで、一度に土木工事、建築工事、ちょっとやるのがなかなかこれから要綱等を作成をしなければいけないのですが、順序を追って、土木工事から進めて、それでちょっと建築の工事につきましても、その後反映させていただきたいなと今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　週休２日のことなんですけども、まずここの補正というふうにありますが、この場合は、単純に考えたら日数が減るから減るのか、それとも係数によって導入した業者はいわゆる予算が上がっていくのか、その辺をお尋ねしたいところと、それと工期の延長４か月間ということで、このたびの建築と土木では、工期の延長は違うんだという御説明を別の議案でも御説明いただいたわけなんですけども、この４か月間の資材が入ってこない間のトンネル、これは工事の進捗はどうなるのか、それとその間の通行はどうなるのかについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　まず、週休２日工事に伴います、これは設計金額への反映ということになろうかと思いますが、いろんなやり方がございます。島根県におきましては、発注者指定型ということで、全案件につきまして週休２日工事ということで実施されとるようでございます。また、別のやり方といたしましては、受注者希望型ということでございまして、当町におきましても初めての取組でございますので、最初の発注時においては、指定ということではなくて受注者希望型ということで仕様書で明示して業者のほうに公告しているところでございます。それに伴いまして、業者のほうから希望がございましたら、それを積算の中で反映するものでございます。

その内容につきましては、労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費等ございますが、その補正いたしますので、例えば労務費が１．０のところを１．０１とか０２にするとか、そういった補正になってまいります。ですから、それに伴いまして金額が上がるということになりますが、それも国、県の基準に伴いましてやっておりますので、よりどころはそうなっております。

それと工期につきましては、工場製作に伴う期間が４か月でございますので、実際現場に行ってそれを施工するのは、またそれよりか時間がかかるものでございます。その間の工事につきましては、別の工事を、ほかにもございますので進めとるところでございます。

それと通行でございますが、やはりトンネル内の工事でございますので、どうしても通行止めをさせていただかなければならないときがございます。それにつきましては、ちょっと今までも実施しとるところでございますが、住民の皆様に御案内して、通行止めということをやらさせていただいとるところでございます。今後も、また工事の内容によっては通行止めが必要になってまいりますので、そのときにつきましては、また住民の皆様に周知を図って御協力をいただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　ありがとうございます。１．０何とかかが、１．何

ぼになって上がるということだったんですけど、実際に、もし分かればで結構なんですが、どれぐらいこの週休２日を導入することで上がったのかというのが分かればお尋ねしたいところと、この会社の社長さんが実際に言われたのは、工期延長がないってところで大変なんだという話を聞きました。工期延長の中で、額が上がらない、予算が上がらないというのは難しいんだと。それでこういった週休２日を導入して、予算確保の努力をされたのかなとも思ったんです。

ただ、これってやっぱり当初では週休２日導入していないと。工事を受けてから、受注をしてから希望があったということで、これも当然あれですよね。落札率も当然反映してくるということでよろしいんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　まず、この週休２日でございますが、当初のときには受注者希望型にしておりますので、受注者希望型の試行工事ということは明示しておりますが、ですから発注時におきましては、この週休２日制ということにつきましては計算に入れておりません。ですから予定価格に反映されておりません。それで、受注者が希望された上で、改めて、ほかの項目もございますが、積算して算出するものでございます。

それで、大体の金額ということを今申されましたので、概算でよろしいでしょうか。全体で６００万円ほど請負金額増額ですが、これに、週休２日制に伴うものが４２０万円程度になると今見込んどるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

すみません。先ほど申し上げました予定価格に反映しておりませんので、最初の落札率云々のところでは、それは影響がないという判断でよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　変更理由で、剥落防止工・炭素繊維施工について温度条件があり、冬季施工は不利であること、そしてＰＣＬ工法に必要な資材が完全受注生産品であり、この制作に４か月程度の日数が見込まれるためとありますが、そのようなことは最初から分かっとることであって、そしてなおかつ工期が３か月だったも

のが、変更された工期が９か月。変更された後のほうが長い。もしそういう状況であれば、最初からこの工期を１２月の末にして、債務負担行為にするということはできなかったんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今議員御指摘がありましたとおり、最初から分かっとると申されましたら、先ほども同様の御回答差し上げましたけど、一定の期間が必要であるということは、ある程度理解しておりました。

それで、やはり、ちょっと今のやり方で申し上げますと、一旦繰越承認をいただいてということになりますので、変更理由といたしましては、どうしてもちょっとこういった理由にさせていただいたところでございます。

それと、債務負担行為の取扱いでございます。当課といたしましても、その辺の考えが、この発注時点についてちょっと考えておりませんでしたので、今後、同様な大きな金額のものがございましたら、債務負担行為ということも頭に入れながら、発注についてもまた前向きに検討していきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５９号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６０号令和５年度津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６０号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員で

あります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第６１号

日程第５．議案第６２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、議案第６１号津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について及び日程第５、議案第６２号津和野町監査委員条例の一部改正について、以上２案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第６１号でございますが、津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第６２号でございますが、津和野町監査委員条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それでは、議案第６１号について御説明いたします。

津和野町過疎地域持続的発展計画の変更に当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案をめくっていただきまして、別紙の新旧対照表を御覧ください。

変更内容につきましては、７、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に、社会福祉法人統合検討事業を実施するため必要な文言等を追加するものでございます。右側が変更前、左側が変更後となりまして、下線部を変更追加しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第６２号を御説明申し上げます。津和野町監査委員条例の一部改正についてでございます。

今回の一部改正につきましては、令和５年５月８日に地方自治法の一部改正が公布されたことに伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うためのものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第２条では、地方自治法第２４３条の２の条ずれに伴う改正でございます。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で提案理由の説明を終わります。

議案第６１号津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６１号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６２号津和野町監査委員条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６２号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第６．議案第６３号

日程第７．議案第６４号

日程第８．議案第６５号

日程第９．議案第６６号

日程第１０．議案第６７号

日程第１１．議案第６８号

日程第１２．議案第６９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第６、議案第６３号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１１号）より、日程第１２、議案第６９号令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第５号）まで、以上７案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第６３号でございますが、令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１１号）についてでございます。歳入歳出それぞれ１億９，８４５万５，０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ１０３億８，８１６万７，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第６４号でございますが、令和５年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてでございます。歳入歳出それぞれ５，６３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ１０億４，３１９万７，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第６５号でございますが、令和５年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてでございます。歳入歳出それぞれ２，２７２万２，０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ１４億１８１万９，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第６６号でございますが、令和５年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございます。歳入歳出それぞれ１４万５，０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ３億２，１０１万９，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第６７号でございますが、令和５年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてでございます。歳入歳出それぞれ６９５万６，０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ４億１，１６７万５，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第６８号でございますが、令和５年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。歳入歳出それぞれ１０万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ３９８万８，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第６９号でございますが、令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第５号）についてでございます。収益的収入を３３０万１，０００円減額し、予算総額３億６，４９３万７，０００円、収益的支出を３３０万１，０００円減額し、予算総額３億２，１８１万５，０００円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第６３号令和５年度一般会計補正予算（第１１号）を御説明申し上げます。

まず初めに６ページを、タブレットでは２１ページをお開きください。第２表、繰越明許費補正の追加でございます。

総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、事業実施に向けた契約をするに当たり、関係機関が示します既存システム改造仕様書等を踏まえ改修事項を検討した結果、委託ベンダーとの調整に不測の日数を要したため、１，３２９万９，０００円を繰り越すものでございます。終期は令和７年３月末を予定しております。

次に、教育費の日原山村開発センター代替施設整備事業でございますが、日原山村開発センター代替施設基本実施設計業務について、先行して実施しました同施設建設予定地敷地造成工事実施設計の見直しを行う必要が生じ、基本設計の検討に不測の日数を要したため、１，１８３万６，０００円を繰り越すものです。終期は１１月末を予定しております。

次ページをお開きいただきまして、第３表、地方債補正の変更でございます。

総額で７，６８０万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、３４ページを、タブレットでは３７ページをお開きください。あわせまして、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので御覧いただけたらというふうに思います。

総務費では、財産管理費の積立金として、森林整備基金積立金ほか積立金７４２万円を計上。

企画費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、津和野町特定地域づくり事業協同組合補助金１６２万円を減額、同じく、地域活性化複合施設整備事業費の備品購入費として、事業費の精算に伴い１，００５万５，０００円を減額、財源として、合併特例９５０万円を減額。

１枚めくっていただきまして、諸費のつわの暮らし推進課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、住宅用ペレットストーブ等購入補助金１０８万７，０００円を減額。

企業誘致対策費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、企業誘致促進

補助金３３９万９，０００円を減額。

定住対策費の、１枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、定住支援体制強化補助金１，１０８万円を減額。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の、１枚めくっていただきまして、農林課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、農業用肥料費等価格高騰対策支援補助金１４５万４，０００円、林業コスト価格高騰対策事業補助金３９５万１，０００円をそれぞれ減額、商工観光課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、個別商業包括的支援事業補助金１０７万６，０００円を減額。

物価高騰対応重点支援地方創生事業費の健康福祉課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、価格高騰重点支援給付金均等割１３０万円を減額しております。

続きまして、４８ページを、タブレットでは４４ページをお開きください。

民生費では、社会福祉総務費の健康福祉課分の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、社会福祉協議会補助金２２０万１，０００円を減額、扶助費として、実績見込みに伴い、福祉医療助成金２７３万３，０００円を減額。

老人福祉費の扶助費として、実績見込みに伴い、老人ホーム措置費１６０万円を減額。

障がい者福祉費の地域生活支援事業の、１枚めくっていただきまして、委託料として、実績見込みに伴い、日中一時支援事業委託料１０３万６，０００円を減額、障害者自立支援給付事業の扶助費として、居宅介護ほか１，４６９万１，０００円を減額しております。

続きまして、５４ページを、タブレットでは４７ページをお開きください。

児童福祉総務費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、施設型給付費等負担金１６６万円を減額、地域型保育給付費負担金９７８万円を計上、出産・子育て応援交付金事業の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、特別給付金２００万円を減額。

児童措置費の扶助費として、実績見込みに伴い、児童手当６３４万円を減額、１枚

めくっていただきまして、母子父子福祉費の扶助費として、実績見込みに伴い、児童扶養手当１６１万９，０００円を減額しています。

続きまして、６０ページを、タブレットでは５０ページをお開きください。

衛生費では、予防費の委託料として、接種の実績見込みに伴い、予防接種委託料２５０万２，０００円を減額しております。

続きまして、７２ページを、タブレットでは５６ページをお開きください。

商工費では、観光費の委託料として、実績見込みに伴い、廃屋撤去に係る調査設計業務委託料６７１万円を減額、財源として、合併特例３５０万円を減額しております。

続きまして、７８ページを、タブレットでは５９ページをお開きください。

土木費では、道路維持費の委託料として、昨年からの町道積雪に伴う除雪作業委託料１，９６５万７，０００円を計上、日原地区の町道維持、修繕の追加分として、道路維持業務委託料１５０万円を計上。

１枚めくっていただきまして、住宅管理費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、民間賃貸住宅建設支援事業補助金４４０万円を減額しています。

続きまして、ちょっと飛びますが８４ページを、タブレットでは６２ページをお開きください。

教育費では、教育諸費の委託料として、入札減等実績見込みに伴い、津和野町学校給食センターセキュリティシステム整備委託料２３２万４，０００円を減額、財源として、過疎債２３０万円を減額。

工事請負費として、学校給食センター建設工事及び日原小学校職員室床改修工事の実績見込みに伴い、２，９５２万４，０００円を減額、財源として、過疎債２，８６０万円、合併特例１００万円を減額しています。

１枚めくっていただきまして、教育振興費の、更に１枚めくっていただきまして、事務局教育振興費の扶助費として、準要保護・特別支援教育奨励費の実績見込みに伴い、１２７万円を減額しております。

続きまして、９２ページを、タブレットでは６６ページをお開きください。

社会教育総務費の委託料として、入札減等実績見込みに伴い、図書館端末機器更新委託料１４８万４，０００円を減額、旧津和野町役場第２庁舎の解体の実績見込みに

伴い、工事請負費４９３万１，０００円を減額しております。

続きまして、１００ページを、タブレットでは７０ページをお開きください。

教育魅力化推進事業費の委託料として、実績見込みに伴い、コーディネート業務委託料１０５万８，０００円を減額、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、津和野高校下宿補助金１０１万５，０００円を減額しております。

続きまして、１０４ページを、タブレットでは７２ページをお開きください。

保健体育総務費の委託料として、実績見込みに伴い、クライミングウォール保守点検委託料１０６万円を減額しております。

続きまして、１０８ページを、タブレットでは７４ページをお開きください。

災害復旧費では、過年公共土木施設災害復旧費の委託料として、町道北斗台線道路災害復旧調査設計費の実績見込みに伴い、測量設計業務委託料８４５万３，０００円を減額、工事請負費として、町道北斗台線道路災害復旧工事費の精算に伴い、１，７９４万１，０００円を減額、財源として、公共土木施設災害復旧債７４０万円を減額しております。

１枚めくっていただきまして、公債費では、利子の償還金利子及び割引料として、実績見込みに伴い、長期債利子１５７万円を減額しております。

１枚めくっていただきまして、諸支出金では、国県支出金還付金の建設課分の償還金利子及び割引料として、事業費の精算に伴い、現年公共土木施設災害復旧費負担金返還金１，４０４万９，０００円を計上しております。

それでは、歳入の主なものを御説明申し上げますので、１２ページに、タブレットでは２６ページにお戻りください。

町税では、決算見込みにより、市町村民税２，５６６万９，０００円、固定資産税３４２万６，０００円、市町村たばこ税１１７万８，０００円、入湯税１４９万円をそれぞれ計上しております。

１枚めくっていただきまして、株式等剰余所得割交付金では、１０７万９，０００円、法人事業税交付金では、２８２万４，０００円、環境性能割交付金では、１７９万６，０００円を額の確定に伴い、それぞれ計上、地方交付税では、額の確定に伴い、特別交付税１億３，４０１万５，０００円を計上しております。

１枚めくっていただきまして、使用料及び手数料では、使用料の商工使用料として、実績見込みに伴い、観光リフト使用料１９０万円を減額、土木使用料として、実績見込みに伴い、住宅使用料２１７万円を減額しております。

１枚めくっていただきまして、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として、実績見込みに伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金１，７９５万６，０００円を計上、児童手当負担金４５９万８，０００円を減額、障害児給付費国庫負担金１７０万４，０００円を計上。

１枚めくっていただきまして、子どものための教育・保育給付費負担金８５８万円を計上、災害復旧費国庫負担金として、過年度公共土木施設災害復旧費の実績見込みに伴い、災害復旧費負担金１，８０７万５，０００円を減額、国庫補助金の総務費国庫補助金として、事業の実績見込みに伴い、空き家対策総合支援事業費補助金１２３万円、重点支援地方交付金１８１万円をそれぞれ減額、民生費国庫補助金として、事業の実績見込みに伴い、出産・子育て応援交付金１３１万６，０００円を減額、商工費国庫補助金として、事業の実績見込みに伴い、地域と一体となった高付加価値事業費補助金３０５万円を減額。

委託金の、１枚めくっていただきまして、教育費委託金として、事業の実績見込みに伴い、幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業費委託金１５４万円を減額しています。

県支出金では、県負担金の民生費県負担金として、実績見込みに伴い、保健基盤安定負担金３７５万５，０００円を減額、障害者自立支援給付費負担金８９７万８，０００円を計上、子どものための教育・保育給付費負担金５２４万７，０００円を減額。

県補助金の、１枚めくっていただきまして、総務費県補助金として、民間賃貸住宅建設・改修支援事業等の実績見込みに伴い、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金２０８万９，０００円を減額、民生費県補助金として、実績見込みに伴い、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金７０７万２，０００円を減額、農林水産業費県補助金として、額の確定に伴い、合板・製材生産性強化対策事業費補助金２０６万１，０００円を減額、土木費県補助金として、民間賃貸住宅建設支援事業

の実績見込みに伴い、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金２２０万円を減額。

１枚めくっていただきまして、教育費県補助金として、図書館司書の報酬等の精算に伴い、学校司書等による学びのサポート事業費補助金１１０万円を減額、災害復旧費補助金として、林道災害復旧費補助金の額の確定に伴い、４７６万９，０００円を計上しています。

財産収入では、財産売払収入の不動産売払収入として、町有林間伐材売払収入１４３万6，０００円を計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として、実績見込みに伴い、１億６，９００万円を減額、減債基金繰入金として、実績見込みに伴い、１億１，３４９万４，０００円を減額、ふるさと津和野基金繰入金として、実績見込みに伴い、２８１万5，０００円を減額、津和野町まちづくり基金繰入金として実績見込みに伴い、１，２００万円を減額しております。

１枚めくっていただきまして、諸収入では、受託事業収入の民生費受託事業収入として実績見込みに伴い、広域入所保育料２０３万7，０００円を計上しております。

続きまして、町債の総務債として、地域活性化複合施設整備事業の備品購入の減額に伴い、合併特例９５０万円を減額。

農林業債として、町行造林事業の実績見込みに伴い、公有林整備事業３５０万円を減額。

商工債として、１枚めくっていただきまして、廃屋撤去に係る調査設計業務の実績見込みに伴い、合併特例３５０万円を減額。

教育債として、スクールソーシャルワーカー事業等の実績見込みに伴い、過疎地域自立促進特別事業４７０万円を減額、学校給食センター整備事業等の実績見込みに伴い、教育の振興事業３，６３０万円を減額、日原小学校職員室床改修工事の実績見込みに伴い、合併特例１００万円を減額。

災害復旧債として、農地農業用施設災害復旧事業及び林道施設災害復旧事業等の実績見込みに伴い、農林水産業施設災害復旧事業１，０１０万円を減額、過年公共土木災害復旧事業の実績見込みに伴い、公共土木施設災害復旧事業７４０万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第６４号令和５年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、１２ページを御覧ください。タブレットは８６ページでございます。

総務費の一般管理費１３３万８，０００円増は、実績見込みにより、職員手当等３０万２，０００円減、共済費６万円減、委託料１０万９，０００円減、使用料及び賃借料の総合行政情報システム保守料１８０万９，０００円増とするものであります。

その下、国保連合会負担金１３万５，０００円減は、実績見込みによるものであります。

１枚めくっていただいて、１４ページ、運営協議会費１４万４，０００円減。

１枚めくっていただいて、１６ページ、保険給付費の一般被保険者療養給付費３，４４７万８，０００円増、一般被保険者療養費４２万９，０００円減、審査支払手数料２４万３，０００円減、次のページ、一般被保険者高額療養費８１１万６，０００円増、一般被保険者高額介護合算療養費９万８，０００円減、次のページ、葬祭給付費６万円増は、全て実績見込みによるものであります。

２枚めくっていただいて、２４ページを御覧ください。

保健事業費の特定健康診査等事業費１１０万３，０００円減は、実績見込みにより、報酬費４万３，０００円増、需用費１０万３，０００円減、特定健診受診率向上事業委託料１０４万３，０００円減によるものであります。

１枚めくっていただいて、２６ページ、疾病予防費８５万６，０００円減は、実績見込みにより、委託料６１万６，０００円減、負担金補助及び交付金２４万円減によるものであります。

１枚めくっていただいて、２８ページ、償還金９２万９，０００円増は、令和４年度分の努力支援交付金及び特定健康診査等負担金の実績による返還金及び還付金によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、８ページを御覧ください。タブレットは

８４ページになります。

一般被保険者国民健康保険税１，１７２万６，０００円増は、税の実績見込みによるものであります。

その下、使用料及び手数料の督促手数料９，０００円減は、実績見込みによるもの。

その下、県支出金の保険給付費等交付金５，１００万４，０００円増は、普通交付金及び特別交付金の確定見込みによるものであります。

１枚めくっていただいて、１０ページ、繰入金の一般会計繰入金６３８万円減は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、職員人件費等財政安定化支援事業繰入金、地方単独医療カット分、産前産後保険料繰入金の実績見込みによるものであります。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　それでは、議案第６５号を御説明いたします。令和５年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）でございます。

１２ページ、タブレットの１０４ページの歳出を御覧ください。

総務費、総務管理費の一般管理費でございます。委託料のケアプラン点検業務委託料１０８万９，０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

予算書１６ページ、タブレットの１０６ページを御覧ください。

介護認定調査会費の認定調査費でございます。負担金補助及び交付金の益田地区広域市町村圏事務組合負担金１６８万５，０００円の減額は、確定によるものでございます。

１ページめくっていただきまして、保険給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費、負担金補助及び交付金５３０万円の増額、地域密着型介護サービス給付費２，０００万円の減額、施設介護サービス給付費１６０万円の増額。

１ページめくっていただきまして、居宅介護サービス計画給付費３８０万円の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

１ページめくっていただきまして、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費、負担金補助及び交付金１２５万円の増額、介護予防住宅改修費５７万円の減額

は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

予算書の２８ページ、タブレット１１２ページを御覧ください。

高額医療介護合算サービス等費の高額医療介護合算サービス費、負担金補助及び交付金２５０万円の減額は、実績見込みによるものです。

１ページめくっていただきまして、特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費、負担金補助及び交付金４３０万円の減額も、実績見込みによるものでございます。

１ページめくっていただきまして、地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費の委託料、ケアプランの委託料９３万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

１ページめくっていただきまして、一般介護予防事業費の報奨費につきまして、講師謝金５６万２，０００円の減額は、確定によるものでございます。

１ページめくっていただきまして、包括的支援事業・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費、委託料のケアプラン委託料１３８万８，０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

戻りまして、予算書８ページ、タブレット１０２ページの歳入を御覧ください。

介護保険料の第１号被保険者介護保険料、現年度分２８３万５，０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金の調整交付金２８７万７，０００円の増額、介護予防・日常生活支援総合事業交付金１３１万４，０００円の増額、保険機能強化推進交付金９０万２，０００円の減額、介護保険保険者努力支援交付金８９万８，０００円の減額。

事業費補助金８０万円の増額は、歳出で説明をしております事業費のそれぞれ実績見込み、もしくは確定によるものでございます。

支払基金交付金の介護給付費交付金１７０万２，０００円の増額も、歳出で説明をしております事業費の実績見込みによるものでございます。

サービス収入、介護予防給付費収入の介護予防サービス計画費収入１２４万６，０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、合計で８２８万

２，０００円の減額をしております。これは、歳出で説明をしております事業費のそれぞれ確定、もしくは実績見込みによるものでございます。

１ページめくっていただきまして、基金繰入金の介護保険準備基金繰入金１，５００万円の減額は、確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第６６号令和５年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、１２ページを御覧ください。タブレットは１２８ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金６７万３，０００円減は、保険基盤安定負担金の実績見込みによるものであります。

１枚めくりまして、諸支出金の他会計繰出金５２万８，０００円増は、後期高齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、８ページを御覧ください。タブレットは１２６ページを御覧ください。

一般会計繰入金の事務費繰入金１１万１，０００円増、保険基盤安定繰入金６７万３，０００円減は、実績見込みによるもの、療養給付費繰入金１，１５９万２，０００円減は、令和４年度後期高齢者医療療養給付費の精算金の充当によるものであります。

その下、衛生費受託事業収入４１万７，０００円増は、後期高齢者健康診査事業の実績見込みによるもの。

その下、雑入１，５５９万２，０００円増は、令和４年度後期高齢者医療療養給付費の精算還付金であります。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　それでは、議案第６７号を御説明いたします。令和５年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

予算書１０ページ、タブレットでは１３７ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費でございます。職員手当等につきましては、合計で２９万３，０００円を減額しております。

委託料につきましては、水道料金システム改修業務委託料の入札差金として３５万７，０００円を減額しております。

公課費の消費税でございますが、額の確定により、１７１万６，０００円減額しております。

続きまして、管渠費でございます。需用費の光熱水費でございますが、実績に伴い、６０万円を減額しております。

修繕費でございますが、修繕業務の確定に伴い、１１２万２，０００円を減額しております。

続きまして、処理場費でございます。需用費の光熱水費でございますが、実績に伴い、９２万円を減額しております。

委託料につきましては、汚泥処理の実績に伴い、９０万円減額しております。

施設管理業務委託料は、入札減により、４５万８，０００円を減額しております。

１ページ戻ってもらいまして、８ページ、歳入の説明を御説明いたします。タブレットは１３６ページでございます。

分担金及び負担金の下水道事業負担金の受益者負担金でございますが、新規加入が１７件あったことから、２９６万円を増額しております。

使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、収益の減が見込まれますので、７８万１，０００円減額しております。

繰入金の他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、９１３万５，０００円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第６８号を御説明いたします。令和５年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

それでは、歳出の説明をいたします。１０ページ、タブレットでは１４６ページを御覧ください。

農業集落排水事業費の営業費の業務費でございます。公課費の消費税でございますが、１０万円の減額をしております。

続きまして、歳入の説明をいたします。８ページ、タブレットでは１４５ページをお開きください。

使用料及び手数料の使用料の農業集落排水使用料でございますが、実績に伴い、４万円を減額しております。

繰入金の他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、精算に伴いまして、６万円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第６９号を御説明いたします。令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第５号）でございます。

８ページ下段、タブレットでは１５３ページでございます。

収益的収入及び支出の支出を御覧ください。水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。光熱水費でございますが、実績に伴い、８５万２，０００円を減額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。光熱水費につきましては、実績に伴い、９８万７，０００円を減額しております。

修繕費でございますが、修繕工事費の確定により、４０万７，０００円を減額しております。

続きまして、総係費でございます。報酬につきましては、水道審議会の精算により、１１万３，０００円の減額をしております。

続きまして、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費でございます。企業債利息につきましては、９４万２，０００円減額しております。

上段の収入のほうを御覧ください。営業収益の給水収益でございます。水道使用料につきましては、実績に伴い、３６０万円減額しております。

その他営業収益でございます。分担金でございますが、新規加入と口径変更がありましたので、２４万２，０００円増額しております。

手数料でございますが、閉開栓手数料が５７件あったことから、５万７，０００円

増額しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで１０時２０分まで休憩といたします。

午前10時10分休憩

……

午前10時20分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第６３号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１１号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　５１ページの障害者福祉費なんですけれど、中の委託料、移動介護事業委託料が１０９万増、日中一時支援事業委託料が１０３万減ということ、なんか数字が近いんでこの関連性がちょっとあるのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　これは、たまたま数字が１００万円程度プラス・マイナスであったというだけの話で、中身は全然違いますので、いわゆる移動支援に係るもの、それから日中一時は預かりに係るもの、業務内容は全然違う、たまたま実績見込みがプラス・マイナスが似通った数字になったというところです。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　これは別にその、日中の一時支援の方が移動介護のほうに移った、そういうこともあまり関連性はないっていうことでよろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　今特定の名簿等を持っておりませんので、確定的なことは言えませんが、基本的に同じ人が入れ替わったとか、そういう話ではないと考えていただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　１０５ページの教育費、保健体育費、保健体育総務費

のクライミングウォール保守点検委託料に係ることをお伺いしたいんですが、津和野中学校にあるクライミングウォールはもう使えるようになったんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらにつきましては、学校給食センターの建設中は使用できませんでしたけれども、工事が終わりましたので、これから使用ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　使用できる具体的な日にちとか、計画とかございますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　具体的な日にちはまだ決めておりませんけれども、なるべく早いところで一般の皆様に開放できるように御案内をしていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　３月議会というのは、ほとんどが事業が終わって、当然のごとく補正が出てくるのは毎年のことなんですが、例えばですね、３５ページのこれは、つわ暮らの、宮内課長ね、事業協同組合のわずか１６２万円とはいいながら、予算審査の中でも説明を聞くと、なかなかこれが軌道に乗らない。

それはなぜかちゅうたら、受けるほうも、人員を出すほうも、話がぴしゃっといかないと、うまい具合にいかないんですが、要は、非常に賃金が安いというようなことが大きな要因だという説明を受けて、私も全くそのとおりだと思うんですよ。

したがってね、年度、年度で、補助金で出したものをね、補正をかけて減額をせずに、何かいい工夫をして、きちっとした規約か何かをつくって、事業協同組合の中にこれをとめておくと方法をしないと、いつまでたっても県下最低賃金の下を行くような賃金で事業協同組合の雇用をせざるを得ないという、こういうことが、改善ができないと、と私は思うんだけど、そこら辺は研究の余地はありゃしないかと思うんだけど、何かを基準にして補助金を出すから、その基準に満たなかったときには補助金の減額をする。理屈はわかりますよ。でも、せっかく予算化したものを有効に使うとい

うのも、一つの、町の行政の施策の一つなんだから、ちょっと知恵を使う必要があると思うが、あなたはどう思う。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　おっしゃるとおりですね、せっかく予算をお認めいただいたので、何とか減額せずに、ということは重々、私も承知しております。

ただ、今この事業協同組合を設立して、２年ばかりたちましたが、一応年度、年度で精算しなさいというところが、今のところの国の方針でございます。

なので、今回は令和５年度分を精算して、減額が発生したということでございますが、今議員おっしゃるように、確かに事業協同組合、賃金等の課題を抱えておりますので、こうしたことが今後ちょっと考えて、賃金アップにつながるような補助金の有効活用というものについては、今後しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　３７ページ、諸費の負担金補助及び交付金であります。住宅用のものが３件不用で上がってますけれども、特に一番下の住宅用太陽熱利用補助金、３０万円全額が不用額で上がっています。

一方で、当初では、住宅用のエコキュート３５万円、こちらのほうは使われたんだろうというふうに思うのですけども、住宅用太陽熱利用、これ今、この時代に導入する方っているのかなという部分があります。もしかして、いたら失礼に当たりますが、この辺のバランスといいますか、結構需要もあると思いますので、令和５年度の実績が、もし、令和４年ですね、これまでの実績で、もし使われていないようなもの、足りなくなっているものがあるんであれば、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　おっしゃるように、今年度は需要がございませんでした。

これ、なぜこうやってなっているかというと、一応、県の補助事業でございますの

で、県の補助事業のメニューにこれがあるので、毎年こうして計上をしておるという状況です。

ただ、おっしゃるように、こうやってやっぱり需要がないものに関しては、しっかり見直しをかけていかなければいけないと思っていますので、今、我々でも脱炭素の関連の事業も今、エントリーをしております。そうした中で、この県単事業のあり方も見直しをかけるというふうに、島根県も今検討しておるということを伺っておりますので、令和６年度以降にそうした変更があれば、しっかり予算に反映してまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　歳入についてなんですけど、１５ページで、タブレットでは２９ページになります。

株式等譲渡所得割交付金というのが、補正前の倍額になってるんですが、この辺の中身とか倍額になった理由とかを教えていただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　この株式等譲渡所得割交付金というのは、県税を一括徴収されるものです。

例えば、株式等譲渡所得に課税をされるんですけれども、それは県税として、県のほうが一括徴収します。その一部を各市町村のほうに交付をされるというものでございます。

ですので、ここの増えた、減ったというのは、県のほうからの決定が来たものをそのまま上げておりますので、町のほうでどういった理由で上げたかというのを把握はしていないところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６４号令和５年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６５号令和５年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６５号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６６号令和５年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６６号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員で

あります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６７号令和５年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６７号を採決します。本案を原案のとおりに決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君
米澤　宕文君　　横山　元志君
沖田　　守君　　御手洗　剛君
三浦　英治君　　田中海太郎君
寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６８号令和５年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６８号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君
米澤　宕文君　　横山　元志君
沖田　　守君　　御手洗　剛君

三浦　英治君　　田中海太郎君

寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第６９号令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第５号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６９号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤　宕文君　　横山　元志君

沖田　　守君　　御手洗　剛君

三浦　英治君　　田中海太郎君

寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（０名）

日程第１３．議案第４５号

日程第１４．議案第４６号

日程第１５．議案第４７号

日程第１６．議案第４８号

日程第１７．議案第４９号

日程第１８．議案第５０号

日程第１９．議案第５１号

日程第２０．議案第５２号

日程第２１．議案第５３号

日程第２２．議案第５４号

日程第２３．議案第５５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１３、議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第２３、議案第５５号令和６年度津和野町下水道事業会計予算まで、以上１１案件につきまして、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。１１番、川田剛議員。

○予算審査特別委員会委員長（川田　　剛君）　予算審査報告書。

令和６年３月８日、今定例会において本委員会に付託を受けました、令和６年度津和野町一般会計をはじめとする各会計予算１０議案及び総合整備計画の策定１議案について審査いたしましたので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたします。

１．審査日、令和６年３月８日、１４日、１５日、１８日及び１９日。

２．場所、津和野町役場本庁舎議場。

３．出席者、予算審査特別委員会、委員長外９名、議長。説明員、町長外１２名であります。

４．審査の方法は、机上審査であります。

５．審査事項及び結果。

（１）議案第４５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決するべきであると決した。

（２）議案第４６号　令和６年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は９０億４，５００万円で、前年度に比し１３億円（１．４％）の減である。

事業の主なものは、人口減少対策事業、津和野庁舎耐震補強・改修工事、自治体情報システム標準化・共通化整備事業、緊急自然災害防止対策事業、町道改修事業、道路新設改良事業、旧津和野町役場第２庁舎敷地造成事業、津和野テニスコート改修事業、石州館解体事業、多胡家表門修理事業、津和野城跡石垣修理事業である。

〈審査意見〉令和６年度の予算は、令和６年度から２年間、短期的効果が得られる視点から取り組むべき事業として、人口減少対策事業として、１，２５６万円が計上されている。予算執行に当たっては、新規事業、既存事業ともに有効な事業効果はもちろんのこと、町民への周知を徹底し、町民の理解が得られるよう努められたい。

令和６年度予算においても、大型の建設工事や解体工事等が予定されている。町民の生活に影響が出ないよう、受注業者をはじめ関係者と協議を密にし、事業の年度内完了に努めることを強く望むものである。

〈審査の結果〉本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

（３）議案第４７号　令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は１０億７２６万４，０００円である。前年度に比し、５，３０８万５，０００円の増である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（４）議案第４８号　令和６年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は１３億７，８５０万９，０００円である。前年度に比し、６１万６，０００円の増である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（５）議案第４９号　令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は３億２，５９６万９，０００円である。前年度に比し、５１１万９，０００円の増である。

〈審査の結果〉本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

（６）議案第５０号　令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は１，２１４万９，０００円である。前年度に比し、２４万７，０００円の減である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（７）議案第５１号　令和６年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は５，９０６万円である。前年度に比し、１０２万６，０００円の減である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（８）議案第５２号　令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は３億５，５９０万９，０００円である。前年度に比し、８８０万１，０００円の増である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（９）議案第５３号　令和６年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は８億８，８２２万円である。前年度に比し、７，４２５万９，０００円の増である。資本的収入額は１億５９１万６，０００円で、前年度比４７９万６，０００円の減。資本的支出額は１億３，４５２万９，０００円で、前年度比４９２万８，０００円の増である。不足する２，８６１万３，０００円は、減価償却費等の過年度分損益勘定留保資金で補填するものである。

〈審査意見〉医療近接型住宅整備工事６，１００万円、Ｘ線テレビシステム装置の更新３，２２９万６，０００円が計上されている。津和野町の医療の灯が消えることのないよう、更なる医療充実に向けた施策に努められることを期待する。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（１０）議案第５４号　令和６年度津和野町水道事業会計予算。

収益的収入額は３億２，１９０万９，０００円で、収益的支出額は２億９，８８８万７，０００円である。前年度に比し、収益的収入額は７０８万５，０００円の減で、収益的支出額は１，２０２万６，０００円の増である。資本的収入は１億５，４１３万８，０００円で、前年度比２億３７８万２，０００円の減、資本的支出は２億７９７万５，０００円で、前年度比２億２，７０３万８，０００円の減である。不足する５，３８３万７，０００円は、減価償却費等の現年度分損益勘定留保資金２，９７１万

４，０００円、減債積立金１，３３３万９，０００円で補填するものである。

〈審査意見〉水道管の老朽化対策については、令和６年度以降においても計画どおり修繕を求めるものである。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（１１）議案第５５号　令和６年度津和野町下水道事業会計予算。

収益的収入額は２億３，３０３万５，０００円で、収益的支出額は２億３，３１４万８，０００円である。資本的収入は２億１，５９９万４，０００円、資本的支出は２億９，１２５万円である。不足する７，５２５万６，０００円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額６６０万８，０００円、引継金１，３３４万７，０００円、当年度分損益勘定留保資金５，５３０万１，０００円で補填するものである。

〈審査意見〉令和６年度以降においても、引き続き下水道加入率の増加に努めることを求めるものである。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

以上、予算審査特別委員会委員長、川田剛。津和野町議会議長、草田吉丸様。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

ただいまの予算審査特別委員長の審査報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。川田委員長、お疲れさまでした。

議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４５号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第４６号令和６年度津和野町一般会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　民間のシンクタンクは、物価高騰により２０２１年度と比べた２４年度の年間家計負担が２８万円増えるという試算を公表しました。実質賃金が上がらないまま物価は高騰し、町民の生活が脅かされています。町民の福祉の最後の砦である町政の役割が大きくなっています。

津和野町における少子高齢化等人口減少は深刻な状況にあり、歯止めが必要とは考えます。

しかし、今、津和野町に住み暮らす町民の幸せの追求を一番に、町政が行わなくてはいけないと考えます。地域に根を張り、頑張っている地場産業の育成、農業林業に安定し、安心した暮らしができるまちづくりに力を注がなくてはと考えます。

まちづくり委員会では、住民が自ら提案し、行政と協働し事業を行ってきました。

優れた事業が数多く生まれています。

しかし、自治組織の将来への不安があり、それを取り除く事業の創出が必要です。学校が必要な備品の購入計画を年度始めに立てられない、教育予算の削減は避けるべきと考えます。

また、義務教育は無償であるにもかかわらず、教育の一部である学校給食が有償になっています。生きるために必要な栄養や食材、農業や漁業の役割を理解する機会になっている学校給食は無償にすべきです。

東京事務所についてです。土台である津和野町内の職員が多忙を極めている中、正規職員の派遣には反対します。

以上の理由により、令和６年度津和野町一般会計予算に反対します。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４６号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤　宕文君　　横山　元志君
沖田　　守君　　御手洗　剛君
三浦　英治君　　田中海太郎君
川田　　剛君

反対（１名）

寺戸　昌子君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第４７号令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４７号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君
米澤　宕文君　　横山　元志君
沖田　　守君　　御手洗　剛君
三浦　英治君　　田中海太郎君
寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第４８号令和６年度津和野町介護保険特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４８号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第４９号令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　後期高齢者医療制度そのものに反対しています。

以上の理由から、令和６年度後期高齢者医療特別会計予算に反対をします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４９号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
川田　　剛君	

反対（１名）

寺戸　昌子君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５０号令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算につ

いて、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５０号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５１号令和６年度津和野町診療所特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５１号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５２号令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５２号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５３号令和６年度津和野町病院事業会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５３号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５４号令和６年度津和野町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５４号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５５号令和６年度津和野町下水道事業会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５５号を採決します。本案についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、１１時１５分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

……

午前11時15分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２４．請願第１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２４、請願第１号加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業の創設・実施を求める請願についてを議題とします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　文教民生常任委員会請願審査報告書。

令和６年第３回（３月）定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第９４条第１項及び第２項の規定により報告します。

受理番号。第１号。

付託年月日。令和６年３月８日。

件名。加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業の創設・実施を求める請願書。

審査の結果。不採択。

審査の内容。別紙のとおり。

１、審査の経過。

審査年月日。令和６年３月１９日（火曜）午後４時３５分。

審査場所。津和野町役場本庁舎第５会議室。

内容。机上調査。

出席者。文教民生常任委員会委員５名、議長、健康福祉課課長、土井泰一。

紹介議員。寺戸昌子議員。

２、審査内容。

請願概要。本請願は全日本年金者組合島根県本部石西支部より、加齢に伴う難聴高齢者を支援するため、補聴器の購入助成事業の創設を求めるものとして提出された。

難聴は認知症の危険因子となり得るが、補聴器が高額（２０万～３０万円）であることから購入を我慢している高齢者が多いため、支援を要するとのことが本請願の趣旨である。

審査概要。現在、高齢者に対する補聴器購入費助成が実施されているのは全国で約１３０市区町村。近隣では令和４年４月より益田市で導入、吉賀町では令和６年３月議会で同様の請願が可決されている。益田市では介護保険料第１段階（生活保護）から第５段階（本人非課税）までの方を対象とし、１人１回限り２万５，０００円の助成としたところ、令和４年度実績では９１名（助成額２２７万５，０００円）となっている。なお、吉賀町では同様の条件で１５名分（３７万５，０００円）の予算となっており、財源として福祉基金が充当される予定である。

実際に補聴器として購入される価格帯は５万円から６万円台であることが多い。

津和野町の現状として、対象者となり得る方からの購入費の助成を求める要望の声は特に上がっていない。また、購入費の助成は恒久的なものとなるため、一般財源を少子化対策に優先すべき現状であり、財政的にも厳しい状況にある。

３、審査結果。

難聴はもちろん、加齢による身体的な各種課題に対して助成を行うことは理想的ではあるが、取捨選択を行わなければならない当町の財政状況において、実施は困難である。

加齢に伴う症状は難聴以外にも様々なものがある中で、難聴のみ支援を行うことについては検討の余地があると考える。また、当町では対象者からの要望が特に上がっていない状況において、近隣自治体の導入に合わせて横並びで導入する必要性はないと考える。

以上のような理由から、本請願を不採択と決した。

令和６年３月２７日、津和野町議会議長、草田吉丸様。文教民生常任委員会委員長、御手洗剛。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

それでは、委員長の報告について質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　委員長ね、委員会でいろいろ議論をして結論を出されたことだから、それに対してとやかく言う必要は全くないんだけど、人間ね「ゆりかごから墓場まで」という言葉があるけど、どんな田舎、過疎地に住んでも、生まれて

ずっとこの町に住み続けるために何といっても必要なのは福祉政策と。子どもからお年寄りに至るまで全ての面で福祉政策が行き届くということは、何よりも必要な条件と思うんだけど。

確かに難聴者に対する補聴器の助成というのはいろいろ議論があるでしょう。しかし、私も最近補聴器をかけるようになりましたがね、人間必ず年を取る。若いときには夢にも思わなかったことがある。皆さんがおっしゃることが聞きづらくなる。このようなことが最近非常に多い。したがって、２年ぐらい前から補聴器をかけておりますが、それでも十分に聞き取れないことがしょっちゅうありまして、みんなに御迷惑かけておりますがね。

このような請願はお年寄りにとっては、若い人も必ず来る、必ず難聴になる、これは仕方がない。年を重ねるごとに必ずなるんだから仕方がない。それを否決するとは誠に情けない。私は思うけども、委員会での結論にいちゃもんをつける必要は毛頭ありませんが、私の、あなたの今の報告に意見はないかという議長の発言を求められて発言をするわけでありますが、そのように私は思います。終わり。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員、回答、要りますね。御手洗委員長、よろしいですか。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　いろいろと文教民生常任委員会、この請願を受けまして、真剣にこの審査を行ったところであります。その点は御理解いただけるかと思います。

まさに今定例会においても子育て支援、人口減少の中での子育て支援を優先して行おうということで、皆さんも御理解をされたんではなかろうかなというふうに思っております。

どうしても高齢化になりますといろんなところが悪くなる。これは当然の理屈であろうかというふうにも思っております。そのことは十分、私どもも年寄りを抱えて日々生活している中で、絶対的に必要なものになってきているという状況については理解をするところでございます。

ただ、やはり議会でございますので予算が伴う対応について、また、特に恒久的なものについては慎重に判断をせざるを得ない、いうことであろうかというふうに思っ

ております。文教民生常任委員会、真剣に取り組んでその結論を出したわけでございますので、今請願については今回不採択ということでございますので、御理解も願いたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　請願の内容についてなんですけれど、益田とかだったら１人１回限り２万５，０００円で、第１段階から第５段階って具体的に出てますけれど、今回のこの請願の内容としてはそういう具体的な数字ってのが上がっているんでしょうか。

この請願の内容として、例えば、具体的に金額の助成の金額とか対象者っていうのはそういうのってのは出るんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　紹介議員からの説明を受けたところ、やはり益田市等の１人２万５，０００円１回限りということに倣っての対応をお願いしたいというふうな説明がございまして、そのような下で審議を行ったところであります。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　まず、ちょっと３点ほど質問があります。

まず、補聴器の購入に当たって、これは保険適用でしょうか適用でないでしょうか、というのがまず１点と。

それから、対象者となり得る方からの購入費の助成を求める要望の声は特に上がってないとのことですが、これは全日本年金者組合島根県本部石西支部を介して出とるものだと私は受け取ったのですが、私はやっぱりこれは対象者からこの石西支部を介して出とる請願だと思っとるんですが、そのあたりの調査はされたんでしょうかということと、あと、一般財源を少子化対策に優先すべしというところであるんですが、確かに少子化対策も大切なことではあると思うところではありますが、福祉についてもこれも天秤にかけてどちらかという話ではないと私は思うんですが、これ委員会としてはどういう結論になって優先すべきだとしたんでしょうか。

その以上３点をお伺いします。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　１点目は何でしたかね、大変すみません。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　１点目は、補聴器を購入するに当たって保険適用であるか否か。お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　障がい者の方に対しては保障制度はあろうかというふうに思っておりますが、高齢者だけでこれが今、保険適用にはならないというふうに私のほうでは理解しております。また、確認をしていただきたいと思いますが、一応その理解をしております。

それから２番目が、大変すみません。もう一度お願いしたい。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　ゆっくりお願いします。

○議員（５番　横山　元志君）　２番目ですが、この対象者となり得る方からの助成を求める要望がないとのことでしたが、この年金者組合のほうを介してこの対象者から請願が出とるものだと私は受け取ったんですが、そのあたりは委員会として調査はされたんでしょうか。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　議長。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　当町において審査の中で確認したところは、当町の窓口に対しての要望というのは出てないということで理解しております。紹介議員さんは、そういった要望は確かにあろうかというふうに思っておりますが、我々としてそこへ調査をするということはしておりません。年金組合ですか、そういったところへの調査はしておりません。

それから、確かに子育てを優先するということの中で、高齢者を優先して今の津和野町の実態を見ても、高齢者が多いということの中でそれを優先すべきことも必要であるという御質問であろうと思いますが、確かにこれを対象とするのが基本的に６５歳以上の高齢者というふうなことより、お年寄りを対象とするということでござ

いますので大変幅広いものであります。

それと、そういったものは何がしか、やはり、私自身ももう７３歳にもなってきますと、確かに目が悪いとかいうところは出てまいります。そういった要望を全て対象として支援するということはまた大変難しいことでありますし、一度これを始めますとやめることは、恒久的なことを前提にした対応であろうというふうに思っておりますので、これについて今、当町の財政状況からいって大変財政負担の大きいものになり得るものでございます。

今の段階で永久的に駄目ということじゃなしに、今回の請願に対して、この段階においては不採択とせざるを得ないという結論に達したところであります。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。御手洗委員長、お疲れさんでした。

これより討論に入ります。

念のため申し上げます。討論の順序は会議規則第５２条の規定により、請願に反対者、続いて賛成者の順で発言を許可するところですが、この請願に対する委員長報告は不採択で報告を受けたところであります。

ただいまより、この請願を採択することに賛成とする方、続いて請願を不採択とする方の順で発言を許可しますので。

まず、この請願を採択とすることに賛成の方の発言を許します。川田議員。（発言する者あり）そうです。まず、賛成からです。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　請願採択に賛成の立場で、それから委員長報告には反対の立場で討論させていただきます。

加齢性難聴は、コミュニケーションの問題を含めて生活の質を落とします。高齢化によって耳が聞こえなくなり、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者は高齢化により増えています。補聴器購入の補助の助成は、経済的理由によって補聴器購入をためらう方の一助になると考えます。

先日の新聞報道で年金者の方のことについてあったんですけど、助成では年金生活

者の方について報道があったんですが、全国的なことですが助成では月額９万円から１０万円の厚生年金受給者が最も多いそうです。それから国民年金受給者の方を含めますと１０万円以下の方が全体の８５％になるそうです。月額がです。とても生活が大変な状態の方が多いということです。

そこで、委員長報告において対象者からの購入補助を求める要望が上がっていないとされていましたが、益田市では令和４年度に９１名の補聴器補助の制度を利用された方がおられました。町内に声は上げられてないけど買いたいと思われている方、必ずおられると思います。

それから、高齢者は長年働き続けて家庭を守り、地域を守り、町を守ってこられました。少しでも健康寿命を延ばしてもらいたい、幸せになってもらいたい、暮らしていってもらいたいと、そういう町にしてもらいたいと思います。

社会参加や地域行事への参加が健康寿命を延ばすということはもう皆さん御存じですが、先日青原小学校の体育館で行われた青原健康づくり広場においても、益田保健所の所長の梶浦氏が話されていました。同じことを話されていました。

社会参加、地域行事への参加は耳が聞こえづらいとなかなかおっくうになってしまいます。補聴器への補助で、購入を控えていた高齢者が購入に踏み出すきっかけにこの制度がなり、社会参加が増えれば健康寿命を延ばして、結果として医療費の軽減にもつながると考えます。

少子化対策に一般財源を優先させるべきというのは、恒久的な支出をそちらに優先させるべきという報告をされていました。しかし、高齢者を大切にする町こそが若者達も住みたくなる町だと思います。若いときだけ優先させてということじゃなく、高齢者を大事にして、自分が年を取っても安心して暮らせる町というのがいいのではないでしょうか。

それから当町の財政状況において、この補助制度の創設をされると財政が困難になると報告されていましたが、例えば吉賀町と同じ制度で実施したとすれば、年間３７万５，０００円です。経常的支出になるとはいえ、津和野町はそれほど逼迫した財政状況ではないと私は考えております。

それから、難聴の方だけ支援するのでは不公平だという報告がありましたが、医療

としての支援、障がいとしての支援がない、加齢による難聴者への支援にまずは取り組んでいただいて、それからまたほかにも波及するよう、安心して住み続けられる、年を取っても安心して住み続けられる町に取り組んでもらいたいと考えております。

以上の理由により、賛成討論とさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択することに反対の方の発言を許します。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　本案件に反対の立場で、討論をさせていただきます。

私も委員の中におりましたので、この審議に参加しました。当然、紹介議員の提案、できれば実現させてあげたい内容であります。

委員長報告にありましたように、この請願、加齢性というところが一番のポイントだったと思います。障がいのある方、本当に必要とされている方、そういった方々が認定を受けて、そういった社会的な保障を受ける方がいらっしゃいます。

一方で、それを受けられない方がいらっしゃる。それがやはり難聴だけではなくて、やはり目、身体的なこと、加齢によるところで、例えばつえだとか眼鏡、歯に関すること、口腔に関すること、いろんなものを考えたときに、今、紹介議員もおっしゃっていましたが、これを足がかりにいろんなものに波及させていくということが、福祉政策の充実といえば充実です。

ただ一方で、財源がほかのものと違って、障がいやそういったものと違って、財源が一般財源になってくるということは、このたび予算審査特別委員会でも人口減少対策についての財源、非常に厳しい中で捻出した財源であります。そうしたときに、果たしてこれから高齢者のこと、福祉も大事、そして人口減少対策も大事といったときに、どちらが優先かなんかは決められないと思います。ただ、取捨選択を迫られると。そういった部分において、少子化対策という言葉が確かに委員会の中には出てきましたけれども、我々は決して高齢者を見限る、そんなことは考えておりません。

ただ、この、この請願を採択することによって波及していく、どこまで福祉に対して財源をつぎ込んでいくか。耳がいいんだったら目も歯もとなってきますと、それこそ不公平感がなくなってきますので、このたびの委員長報告の中にありますように、検討する余地があると。現段階においてここで決断すべきではないという報告だと思

っております。

なので、この政策自体を否定するものではありませんが、現時点において津和野町議会が早急にこれを採択するべきではないと、今後検討する余地がありますが現段階ではないということを、申し添えさせていただき、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択とすることに賛成の方の発言を許します。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　道信君が先にやりたいかもわからんが、私は先ほど述べましたから、今さら反対・賛成討論の中でやろうとは思ってなかったんだけど、財源がないなんて。

あのね、これは執行部によく聞いてほしい。入札制度そのものを変えるだけで、何千万、何億という金が必ず浮くということを申し上げたい。そういう中で、福祉政策はおろそかにしては相ならん。先ほど言ったように「ゆりかごから墓場まで」、生まれて亡くなるまでこの町でゆったり人生を送ったという、そういうようなことが望まれる町にならんにゃならん。

したがって、私は、手を挙げればどなたにも助成制度をせいというのはいささかの問題があるから、所得制限をして、本当にお困りになっている方で必要な方にはこのような制度を設けて、福祉政策の一環としていろんな福祉政策があるが、いろんなものに果敢に取り組んでほしいと。健康福祉課長、そこにしっかり力を入れてもらいたい。執行部の町長、副町長にその点を担当課長らも強く申し上げて、そのような行政運営をしていただきたいと、このように強く思います。

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択とすることに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択とすることに賛成の方の発言を許します。道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　私は、この高齢というそのもの自体を外してもいいというふうに思っているんですよ。耳が聞こえにくくなって、それで日常生活が大変だ

という人は、そういう人に対して手を差し伸べるというのは当たり前のことだというふうに思っております。

それと、これがいろんなことに波及するということを聞いたときに、波及してもいいじゃないかというふうに私は思っておりますので、これに関しては賛成いたします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択することに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択することに賛成の方の発言を許します。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　賛成の立場からお話しします。

私は、先ほど沖田議員が言ったようなことにほぼ賛成なんですけど、ただ一点、実際に金額的なことを言いますと、やはり財政状況ということも考えるに当たってはもう少し金額を、今後そういうのは議論していくべきだと思うんですけど、本当にかなり少なくして多くの方が利用できる、やっぱりゼロか幾らかというのが違うんで、やはり僅かでもいいからその補助というのはあるべきだと。それが福祉政策だと思っているので賛成いたします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択とすることに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択することに賛成の方の発言を許します。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　この請願の採択に賛成の立場でお話をさせていただきます。

個人的な話にも近いところではあるんですが、私のもう亡くなっておりますが祖母になるんですが、亡くなる３０年前より山口市に転出しました。というのも、介護福祉充実されているのは山口のほうだからという理由で、私の祖母は転出しまして、そして最期を山口市で迎えました。そして亡くなった後、火葬すらこの町でできずに山口で火葬してから連れて帰りました。

うちの祖母も津和野で生まれ津和野で育ち、そして晩年をも津和野で過ごすのかと

思ってたところではあるんですが、そういう理由から転出した。こういうことをひとつ、それこそ先ほど反対討論の中で同僚議員がお話ししたところで、こういうことを一つずつ積み重ねていくことが、人口減少を歯止めをかけることではないかというお話もあった。私もそのとおりだと思います。こういうことを一つ一つ波及させていく必要があると思うので、あえて賛成させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択とすることに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択とすることに賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、この請願を採択することに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより請願第１号を採決します。

念のため申し上げます。この請願に対する委員長報告は不採択であります。この委員長報告を踏まえていただいた上で可とすることを諮るという会議規則に基づき、この請願の採択の可否について採決をします。まず、この請願を採択することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

もう一度言います。請願を採択することですよ、これに賛成の方は１、それで反対の方は２です。請願に対して反対か賛成かを押してくださいね。

それじゃあもう一度言います。この請願を採択することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成反対同数であります。

それでは議長採決といたします。私はこの請願の採択につきましては反対といたします。したがって、請願第１号加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業の創設・実施を求める請願については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（５名）

道信　俊昭君	横山　元志君
沖田　　守君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	

反対（５名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
御手洗　剛君	三浦　英治君
川田　　剛君	

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２５．津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２５、津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会報告についてを議題とします。

津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会委員長の報告を求めます。川田委員長。

○津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会委員長（川田　　剛君）　津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会報告。

令和５年第７回（１２月）津和野町議会定例会において設置された津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会の調査について、津和野町議会会議規則第７７条の規定に基づき報告いたします。

１、設置の根拠。地方自治法第１０９条及び津和野町議会委員会条例第５条。

２、設置の目的。令和６年２月末に完成した津和野町学校給食センター施設につい

ては、令和５年度津和野町一般会計補正予算（第６号）において物価上昇等の影響による建設事業費の増額が提案された。津和野町学校給食センター施設の建設事業における、同施設の竣工に至るまでの経過とその対応等について、今後の議会活動に資するため調査する。

３、構成の委員。議長を除く全議員。

４、設置の期間。津和野町学校給食センターの竣工まで。

５、審査の経過。

第３回　日時、令和６年２月１４日（水曜日）全員協議会閉会後。

場所。津和野町役場本庁舎議場及び津和野町学校給食センター。

出席者。委員１０人、議長、教育長、教育次長、教育次長補佐、学校栄養士、石川建築設計室。

審査事項。令和３年度津和野町学校給食センター建設工事に係る工事費の変更についての現地（説明）の調査。

６、調査の概要。

津和野中学校において現在の学校給食センターで調理された学校給食を試食し、竣工前の津和野町学校給食センター施設を視察し、仕様変更を行った主要箇所についての現地説明を受けた。

なお、令和６年２月２６日に開催された第２回津和野町議会臨時会において、「令和３年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について」が付議事件として上程され、当初契約額８億１，２９０万円に２億６，３３０万９，２００円を増額し、１０億７，６２０万９，２００円に契約額を変更するもので、賛成多数により可決され、令和６年３月２日に竣工している。

７、調査の終了。

本特別委員会の設置の期間は、津和野町学校給食センターの竣工までであることから、竣工した令和６年３月２日をもって本特別委員会の調査を終了するものである。

以上。

令和６年３月２７日、津和野町議会議長、草田吉丸様。委員長、川田剛。

○議長（草田　吉丸君）　委員長、お疲れさまでした。

以上で、津和野町学校給食センター建設工事に関する調査等特別委員会報告を終了します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２６．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２６、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　総務経済常任委員会所管事務調査報告書。

令和５年第７回（１２月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第７７条の規定に基づき報告いたします。

１、調査事項。入札制度のあり方について。

２、調査目的。現状を調査し議会活動に資するため。

３、調査方法。机上調査。

４、調査の経緯。

第１回　日時。令和６年１月２２日（月曜）午前９時。

場所。津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者。総務経済常任委員会６名、総務財政課益井仁志課長、岸田道治係長。

内容。調査内容の確認、所管課に対する聞き取り調査。

第２回　日時。令和６年２月７日（水曜）午前９時。

場所。津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者。総務経済常任委員会５名、欠席沖田守、下森博之町長、島田賢司副町長。

内容。町長・副町長に対する聞き取り調査。

第３回　日時。令和６年３月６日（水曜）午前９時。

場所。津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者。総務経済常任委員会６名。

内容。机上調査まとめ。

５、調査の概要に入ります。

本調査は、令和３年９月に総務経済常任委員会所管事務調査報告がなされた「入札及び請負契約に関する事項について」の再調査としての位置づけもあり、なおかつ令和５年第７回（１２月）定例会において可決された付帯決議の調査・研究を行った。

令和３年９月の調査にて出された調査意見を約２年程度の経過で、どのように反映されているか、また、令和５年１２月の付帯決議においても同様の意見がなされており、当委員会として緊急に調査・研究の必要性があると認識し、大きく４項目について調査した。

調査項目。

（1）令和３年９月の調査意見の取扱いについて

①一般競争入札や指名競争入札において、近隣市町まで対象を広げるなどの対応についての検討は、現在建設業において３億円未満については町内業者の指名をしている。ただし、３億円以上の場合においても町内業者とのＪＶ（共同企業体制度）にて参加可能としている。

②低入札価格調査制度については調査・検討はしたが、公平性の担保という理由から導入していない。

③分離発注については、極力分離発注に努めてはいるが、工期や費用面から建設的ではない事態もあり、各事業ケースバイケースとしている。

（2）入札参加者指名審査会について。

現在の審査会は、町長、副町長、総務財政課長、農林課長、環境生活課長、建設課長及び説明員として担当課長であるが、構成員の中に外部有識者はいない。外部有識者を入れることによって透明性・公平性の担保となることも考えられるが、外部有識者の選定方法や費用面から考慮してもメリットを感じられない。現在の構成員でも公平に行われていると考えている。

（3）仕様変更等専決処分の取扱いについて。

これまで契約内容の軽微な変更は、執行部・議会ともに「町長の裁量」として慣習化していた。事業の進捗に支障を及ぼさないようにするためにも、ある一定の線引きの必要性がある。

予算や工期など、契約内容の軽微な変更がある場合の取扱いは専決処分とする等、

更なる調査・研究の必要性があると考えられる。

（４）設計士等資格を有する職員の配置について。

設計士等の資格を有する職員の採用に向け努力はしているが、結果として有資格者の採用に至っていない現状である。現在、若年層の職員１名が設計士の資格取得に向けて努力している現状である。

調査意見。

１、令和３年９月の調査意見や令和５年１２月定例議会で可決された付帯決議の取扱いについて、一般競争入札・指名競争入札どちらにせよ広域にまで拡大したとしても、落札率を下げる要因にはならないのではとの意見もある。広域自治体で相互に事業を介しての事業者の実績づくりやスキルアップの可能性は大いに期待できるため、近隣自治体と協力のもと、研究されたい。

２、専決処分の取扱いについては、上位法や関連条例・規約など、議会と執行部の共通認識の醸成のため更なる調査・研究の必要性があり、当委員会としてもこの短い期間の調査では適切な意見はできないものであり、できるだけ早急に指針を出すべきである。

３、低入札価格調査制度の導入については、メリット等を調査し検討されたい。

４、資格を有する職員の配置は喫緊の課題とも言える。職員のスキルアップを早急に図るとともに、複数名の有資格職員を配置し各課横断的に事業の進捗状況を把握できる職員を置くべきである。

参考資料として、建設コンサルタント事業者と町内建築業及び町内土木事業者の名簿を添付しております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　委員長、最後まで。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　最後ね、すみません。

令和６年３月２２日、津和野町議会議長、草田吉丸様。総務経済常任委員会委員長、道信俊昭。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　それでは、これより委員長報告に対する質疑に入ります。あ

りませんか。三浦議員。

○議員（８番　三浦　英治君）　調査意見の２つ目なんですけども、専決処分の取扱いについては上位法や関連条例、規約などと報告されておりますけども、どのような上位法や関連する条例、規約などがあるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　そういうことがあると思われているということで、詳しいことは今からということになります。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議員（８番　三浦　英治君）　今からというのは、短い時間で調査が、適切な意見ができない、できるだけ早急に指針を出すべきとあります。というのは、これは議長に報告だから、議長に早う出せという。議長に早くこの指針を出すべきというふうに取っていいんですかね。執行部に対して。

○議長（草田　吉丸君）　道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　この委員会での話では短い期間の間に数字とかというのを出すのは非常に困難なので、次の委員会に委ねるというふうに話し合いました。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　次の委員会というのは、次の総務経済常任委員会にそれは継続ということでなるんでしょうか。それとも、このたびこの付帯決議があって、私も、この付帯決議の調査・研究を行ったとあるんですけど、全然研究を行っていないなと思ったんですよ。上位法や関連条例、規約というところが次のということであれば、今回は恐らく入札制度のことで終えられた。それを次に継続するということになると、次の委員会決定までなのか、それとも、それはどういうふうに取扱いをされる予定なのかなというところです。

○議長（草田　吉丸君）　道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　委員会では、次の総務経済常任委員会にもう少し調べていただきたいと。この委員会の中で早急にできる、線引きをすると

いうのは非常に難しいということでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　同じことの聞き方になるかもしれませんが、次の委員会で条例提案をするという申し送りになったということで、理解してよろしいですね。

○議長（草田　吉丸君）　道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　条例提案をするかどうかというのは、ところも含めて、次の、ということです。無責任ということを言われるかも分からんですけども、というふうになりました。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それではないようですので、質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。委員長、お疲れさんでした。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２７．文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２７、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　所管事務調査報告書。

令和５年第７回１２月定例会において許可をいただきました所管事務調査において、会議規則第７７条の規定に基づき報告します。

１、調査事項。上下水道の現状と課題について。

２、調査目的。現状を調査して議会活動に資するため。

３、調査方法。机上調査。

４、調査の経過。

日時。令和６年２月８日（木曜）午前９時より。

場所。津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者。文教民生常任委員５名、議長、環境生活課、野田裕一課長、日熊憲明係長。

日時。令和６年３月８日（金曜）午後２時３０分より。

場所。津和野町役場本庁舎委員会室。机上調査のまとめ。

出席者。文教民生常任委員５名、議長。

文教民生常任委員会、上下水道の現状。

上水道。水道事業会計の状況であります。

現在一般会計から水道事業会計への繰入金額は毎年約１億２，０００万円のうち４，０００万円が赤字補補填分の基準外繰入金となっており、地方公営企業法（第１７条の２）の趣旨からすると是正が求められている。

今後は人口減少による水道料金収入の減少が予測されるところであるが、給水施設の維持・管理のほかに修繕費及び水道管等の老朽化による管路取替え工事等は年次的に実施する必要がある。そのため赤字補補填分は増加傾向であり、令和６年度から令和１０年の５年間で４．４億円が必要との試算である。

水道料金の改定についての検討状況。

上記のような現状を踏まえ、令和４年１１月より８回にわたり水道審議会が開催され、水道料金の改定について審議が行われている。

課題となっている一般会計からの赤字補助を行わず全て水道料金で賄うとした場合、料金は７２％増の改定が必要であり、これは平均的な家庭の使用量とされる２０立米では月々２，３７６円、年間では２８，５１２円の値上がりとなる。赤字補填がどの程度削減可能か等をポイントに、改定の率と時期及び段階について審議会にて検討している。また、現在の津和野町の水道料金は合併時に両町の水道料金を合わせて以来、改定は行われていない。一方、周辺市町は市町村合併以降も平成、令和において料金の値上げ改定が随時行われてきている。

なお、水道料金の改定と下水道料金の改定は連動するものではない。

下水道。下水道の普及状況。

津和野町の下水道処理人口普及率（計画区域内人口÷人口）は４５％であり、県内

では比較的普及率は高い（県平均５２％、益田市８％、吉賀町４２％）。接続率は６９％で僅かずつ接続率は上がるものの、死亡や転出により接続人口は減少傾向にある。

下水道事業。（日原処理区）事業計画書に対し日原処理区は既に整備済みである。（津和野処理区）事業計画書については、令和７年度に事業計画書の見直しを行う予定としている。令和６年度において見直し予定後の事業計画に対し、達成される見込みである。今後、両処理区においては、下水処理場（機械設備・電気設備）、管路（マンホールポンプ）の維持管理、修繕等が主な事業となる。

下水道会計。

現在、一般会計から下水道事業への繰入金は約１億５，０００万円（令和４年度）であり、令和６年度より適用する地方公営企業法に基づいた会計処理をした場合、今後料金改定の検討は必要となってくる。当面は料金改定よりも加入率の増加を目指していく方針である。

下水処理場等整備後においては、機械・電気設備等の維持・管理費、更新・修繕費に多額の費用が見込まれる。経費の削減を圧縮はしにくい構造であり、料金改定を行っても恒常的な繰入金が発生する。

審査意見。

１、水道事業の現状からして、今後水道料金改定の必要性は理解するものの、水道料金を改定する際には、町民への収支については期間・方法・説明内容等を十分に検討し、できる限り町民の理解を得られるよう努力されたい。

例えば、１年程度の期間を取り、自治会長会議、ケーブルテレビ、町広報等を使用し周知を行っていく必要があるのではないか。

２、下水道料金の改定については、水道料金改定の経過を踏まえ、適切な時期・率で改定が行われるよう、早期からの検討を行われたい。

令和６年３月２７日、津和野町議会議長、草田吉丸様。文教民生常任委員会委員長、御手洗剛。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　報告の中の上下水道の現状というところの、下水道のところの普及状況の項目の下から４行目のところから、令和７年度に事業計画書の見直しを行う予定としている。令和６年度において見直し予定後の事業計画に対し達成される見込みである、というのはちょっと分かりにくいんですけど、今後令和７年度に事業計画書の見直しが行われる、その内容がもう決まっているので、その内容が令和６年度で達成できるという意味なんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗　剛君）　御質問に対する回答になるわけでありますが、当町におきましても下水道事業経営戦略というふうなことで出されております。そういった当面の期間として、令和６年度までのものについて見直しを行って、７年度以降対応するというふうな方向性が出ておるものと思います。それに沿ったことでの文章になっております。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。委員長お疲れさんでした。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２８．議員派遣の件

○議長（草田　吉丸君）　日程第２８、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２９．議会運営委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（草田　吉丸君）　日程第２９、議会運営委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目　的	事　項	期　限
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	６月定例会まで

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（草田　吉丸君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和６年第３回津和野町議会定例会を閉会します。

午後０時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員